

「同居の親族」雇用実態証明書に必要な書類

事業主と同居している親族は、原則として雇用保険被保険者となりません。

同居の親族の雇用保険被保険者資格取得については、「同居の親族」雇用実態証明書及び確認資料を提出していただき、内容を確認したうえで労働者性を判断します。

※雇用実態証明書以外は、全てコピーで提出してください。

※確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

- 同居の親族雇用実態証明書**
- 労働者名簿** ➡ 個人の管理台帳で採用日などが記載されているもの
- 賃金台帳** ➡ 採用日時より 2 ヶ月分 参考のため他の従業員の分も
- 出勤簿（タイムカード）** ➡ 賃金台帳と同じ
- 雇用契約書**
- 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）** ※法人の場合のみ
- 雇用保険被保険者資格取得届または資格取得確認通知書**